

## 2019年9月通常会議 議案と請願に対する討論

2019年9月30日

柏木 敬友子

私は、日本共産党大津市会議員団を代表して、

[議案第 102 号](#) 令和元年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）、

[議案第 131 号](#) 平成 31 年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第 135 号](#) 大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第 136 号](#) 大津市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第 137 号](#) 大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の委員長報告に対する賛成討論、

ならびに

[議案第 124 号](#) 大津市会計年度任用職員の採用及び給与に関する条例の制定について

[議案第 125 号](#) 大津市特別職の非常勤職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

[議案第 126 号](#) 大津市一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

[議案第 127 号](#) 会計年度任用職員の導入等による職員の任用の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

[議案第 138 号](#) 大津市子ども子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第 142 号](#) 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第 143 号](#) 大津市総合保健センター条例及び大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第 146 号](#) 大津市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第 149 号](#) 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

[議案第 151 号](#) 指定管理者の指定について

の委員長報告に対する反対討論、

及び、

[請願第 6 号](#) 大津市立天神山保育園の存続を求める請願について  
賛成討論を行います。

まず、議案第 102 号 についてです。

本補正予算には、国庫補助金を活用しての障がい者支援施設や高齢者福祉施設の整備費や、市民から早期の改修が要望されている逢坂市民センター、志賀聖苑などの公共施設の空調設備の更新に係る費用、民間事業者所有の土地の無償譲渡に伴う寄附金 7 億円を活用した子どもの交通安全対策を行うための予算が盛り込まれています。

子どもの交通安全対策は重要ですが、半年という年度内に事業を完了できるのか疑問があるところ。同安全対策費のうち約 2 億 5 千万円分は、2012 年に亀岡市で集団登校中の児童らの列に車が突っ込み、10 人が死傷した事故をきっかけに、本市が行ってきた通学路合同点検で年次的に把握

してきた改善場所 107 箇所分です。本来、子どもの安全対策に積極的に取り組む必要性を言うのであれば、このような積み残しをせずに、年次的に計画、予算化して改善を図るべきです。

また地方独立行政法人市立大津市民病院への運営費負担金の追加についてですが、独法化当初から運営に対する心配が議論されていた上に、市の方針変更や相次ぐ職員の退職など、病院経営の困難に追い打ちをかける事態が続いており、自転車操業から脱却するために早急に財政投入する必要があることは市当局が承知されていたはずですが、本来年度当初にルール分の財源を投入し、速やかな病院との協議によりその後必要な措置を行うべきであったと考えます。今後の病院設置者としての責任ある支援を求めて、本補正予算に賛成するものです。

次に議案第 131 号 についてです。

本議案は、市長が職員の不祥事を重く受け止め、10 月分の自身の給与を支給しないとするものです。不祥事の責任とはいえ、毎月の給与は最低生活を保障するのが当然であり、100%給与カットという責任の取り方に疑問が残ります。職員の不祥事の根本的対応の熟慮を求めて本議案に賛成するものです。

次に議案第 135 号、議案第 136 号、議案第 137 号について、関連するので一括で討論します。

いずれも幼児教育・保育の無償化に関わる条例改正であり、幼児教育・保育に係る保護者負担を軽減すること自体は歓迎するものです。しかしながら今般の無償化の財源が、低所得世帯ほど負担の重い逆進性を持つ消費税の増税頼みであることや、これまで保育料に含まれていた給食の副食材料費を実費徴収とすること、保育の質が担保されていない認可外保育施設が 5 年間の経過措置で無償化の対象とすることなど多くの問題点が残されたままであることには関係者の不安や疑問、懸念が広がっています。

一方で認可保育園を希望しながら入所がかなわない待機児童問題は深刻な状況が続いている上、無償化により希望者が増えると想定される中で、安全・安心の認可保育園の増設をこそ促進すべきです。また保育士が安心して働き続けるための処遇改善も待ったなしです。どの子どもも豊かな幼児教育・保育を受けられる体制を整えること、消費税増税に頼らない真の無償化を進めていくために、国が自治体に対し責任を持って全面的な財政支援を行うよう求めることが必要です。この双方を、保育の実施責任を負う自治体として積極的に取り組むべきであることを指摘して賛成するものです。

次に、議案第 124 号 議案第 125 号、議案第 126 号 議案第 127 号 について、関連するので一括で討論します。

昨年 5 月に地方公務員法と地方自治法が改正され、来年 4 月から会計年度任用職員制度が施行されることから、本市においても制度導入にあたり関係条例を整備しようとするものです。

本制度は、全国の自治体で臨時・非常勤職員が何年も恒常的な公務の仕事に就きながら、正規職員と大きな格差の労働条件で働き続けていること、しかも不安定雇用が解決されないまま、正規職員の削減の一方で臨時・非正規職員が激増していることから、同一労働同一賃金を目指して労働条件の改善を図るとしています。しかし実際には非正規職員雇用を公式に認め、拡大させるものであり、安心して働き続けられる制度とは言えません。

本市では労働組合とは時間をかけて協議が行われ、全体として改善が図られ一定の到達点で妥結

されたことは認識しています。ところが、この制度導入で、人件費が増額となる部分を、フルタイム臨時職員のパートタイム化によって、人件費を抑制すること、正規職員の業務の負担を拡大することで、市民サービス低下につながることで、危惧されます。公務は、原則、正規職員が担うべきであり、これまで非正規で働き続けてきた職員の正規職員化に踏み出すことを求めるものです。今般の制度導入は、非正規職員の正規化への道を閉ざすものであり、本議案は反対するものです。

次に議案第 138 号 についてです。

本議案は、特定地域型保育事業としての家庭的保育事業の運営の基準のうち、幼児教育・保育の無償化に伴う給食副食材料費徴収の免除対象を規定するとともに、代替保育を小規模保育事業者でも可能とすること、3歳以降の受け入れ先を企業主導型保育事業も追加する、連携施設を設けなくてもよいとする経過措置を5年から10年に延長するなど規制緩和をさらに進めようとするものです。

特に待機児童は0歳から2歳までの児童が多く、その解消のために地域型保育施設の増設を行ってきましたが、卒園後の受け皿の確保が問題となっています。保育を必要とする児童の保育は市の責任で保障されなくてはなりません。この間待機児童解消を名目に規制緩和を繰り返しており、そのことが、保育の継続性を揺がし、質の低下を招くこと、ひいては、子どもの安全を守ることができるのか危惧されることから、本議案には反対するものです。

次に議案第 142 号 についてです。

本議案は、2017年に策定された手数料見直し方針に基づき、健診等の手数料の額を改定するものです。

市民の命と健康を守るのは、自治体の役割であり、そのために健診の機会の提供が行われてきたものです。がんの罹患率は上昇しており早期発見は、市民の命を守ることはもちろん、医療費の抑制にもつながります。

しかし、今回の健診手数料は、2020年には平均390円、6.8%の値上げ、その後は、平均730円へ、11.8%の値上げと、契約単価の3割負担を見据えた健診料にするとの考えが示されています。この10月から消費税が増税され、市民の暮らしへの影響が心配される中での値上げは、市民が健診を受ける動機と早期発見を妨げるものであり、止めるべきです。よって本議案には反対するものです。

次に議案第 143 号 についてです。

本議案には、総合保健センターにおける運動実践室及びトレーニングルームが今年度で廃止することが盛り込まれています。現在、市民の健康づくりのための運動教室、トレーニングルームの2つの事業合わせると、のべ年間2万人以上が利用されており、市民から親しまれている事業であると言えます。

生活習慣病、認知症の予防には、運動することが大事な要素であることは周知のことです。また、引きこもりがちになる高齢者のコミュニティの場となっており、介護予防にもつながります。安価で利用でき、交通の便が良い立地条件、何よりも公共が提供しているという安心感が、多くの市民の利用につながっていることから本事業を継続すべきです。

市内に同等の施設が増加していることを事業廃止の理由にしていますが、現在の浜大津明日都、近隣には同等の事業を行うところはありません。

現在の利用者の受け皿を確保することも市としての責任があると考えます。よって本議案に反対をします。

次に、議案第 146 号 についてです。

本議案は、土曜日及び小学校等の休業日以外の日における児童クラブの開所時間を、現在の午前 9 時半から午後 6 時までを、午前 11 時から午後 6 時までに変更するものです。

そもそも児童クラブが、公設公営での運営となった際に、指導員の保育準備、保育の質の向上、保護者対応、小学校との連携などの時間を保障するために、始業時間が設定されたものであります。子育ての困難や様々な課題を抱える子どもが増え、特に低学年が増加しているもとでは、保育の質の向上と保護者や小学校との連携の強化が求められます。そうした取り組みの時間と指導員が子どもたちと向き合える時間を確保するためにも、指導員が勤務する主たる時間である開所時間を短縮すべきではなく、本議案に反対するものです。

次に議案第 149 号 についてです。

本議案は、幼稚園での 3 年保育の実施後、4 歳児の園児数が 3 年連続して、適正規模である 20 人を下回った場合には、近隣の幼稚園と再編するという幼稚園の再編の方針に基づいて、仰木幼稚園は仰木の里幼稚園と、雄琴幼稚園は坂本幼稚園と再編するものです。地域の合意がなされたとはいえ、子どもの施設をなくすことは、人口減少に歯止めをかけることには逆行するものと考えます。こうした地域だからこそ、近隣園との合同保育の実施など公立園の子育て支援の拠点としての役割を發揮した運営を行うことが重要であると考え、本議案に反対するものです。

次に議案第 151 号 についてです。

本議案は、大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業を行うにあたり、民間事業者が整備を行い、市が帰属を受ける都市公園、いわゆる近江神宮外苑公園の指定管理者を指定するというものです。

市が帰属を受ける公園は、芝生のコミュニティエリアと有料のスポーツエリアが整備されています。競輪場跡地利用の事業については、地域住民から交通安全の面で特に子どもたちなどの歩行者の安全確保に多くの心配の声が上がり、さらには視覚障害者の方々からも障がい者の利用に対する安全策を講じてほしいという切実な要望が寄せられていました。現在も事業者との協議は行われていると聞き及びますが、現時点では地域住民や障がい者の方々の不安が払拭されないままであります。

市民だれもが安心して利用できる施設となるよう、事業実施者の市が責任を持って対処すべきと考え本議案は反対いたします。

最後に請願第 6 号 についてです。

請願にありますように、天神山保育園は、大津市の公立保育園で初めて、開園された長い歴史のある保育園であり、開園当初から地域住民に親しまれ、子育て支援の拠点としての役割を果たしつつ、その必要性を地域住民と分かち合っているところであると聞き及びます。大津の保育の歴史は、公立、民間が保育実践を積み上げる中で保育の質の向上に取り組まれてきたものです。障がいのある子もない子も、ともに育つ障がい児保育の実践もその一つです。保育士不足の状況下では、経営面や保育士確保の点から民間園では困難が多く、そのような中でも、定員を割ってでも障がい児さんを

受け入れ、保育の質の指標ともなっている公立園の存在は大きいものがあります。

また天神山保育園が立地する地域は、人口増加が見込まれる地域であり、保育需要も今後さらに伸びる傾向にあります。また幼児教育・保育の無償化に伴い保育ニーズがさらに喚起されることも予想されています。子どもたちの健やかな成長と発達を保障する保育を提供するためにも、小規模保育事業や企業主導型保育事業といった規制緩和された保育施設を増やすのではなく公立園をはじめとする認可保育園の増設にこそ取り組むべきであると考えます。

一般の民営化の方針自体は唐突に示され、保護者や地域住民との合意形成も図られないままに進められていることや、子どもたちへの視点が全くない、財政難を理由にしていることなど請願者の不安と怒りはいかばかりかと推察します。「子育てに優しいまち大津」を標榜するのであれば、すべての公立園は残すべきであり、天神山保育園の存続を求め本請願に賛成をいたします。